

11月25日～12月1日は 「犯罪被害者週間」 です

平成18年度から、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。

この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみましょう。



© 2014 大阪府もずやん

「犯罪被害者週間」取組の一例 啓発パネル展

〈大阪市役所会場〉



〈堺市役所会場〉



大阪府 青少年・地域安全室 治安対策課

540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

電話 06-6944-7506 FAX 06-6944-6649



© 2014 大阪府もずやん

「犯罪被害者等支援の取組」についてはこちらをご覧ください ▶

